**令和７年度　清瀬市認可外保育施設等利用支援事業について**

**利用支援事業**

**●課税世帯**

**●0歳～2歳児クラス**

清瀬市では、一定の要件を満たす0～2 歳児クラスのお子様が認可外保育施設を利用する場合、保育料の負担を軽減するため、保護者が認可外保育施設に支払った保育料の一部を助成します。

# １ 対象施設

**① 東京都認証保育所**……認証保育所事業実施要綱に基づく認証保育所の要件を備えている施設

**② 東京都内認可外保育施設**……認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設

※　清瀬市外の施設も対象となります。都内の認証保育所・認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設の一覧は、東京都のウェブサイトでご覧になれます。

※　公立施設は対象外です。

# ２ 補助対象者

次のすべてに該当する方が補助の対象となります。

* 清瀬市に住民票があり、上記１の対象施設に在籍している。
* **月48時間以上の月極め利用契約をしている。**
* **子どものための教育・保育給付認定**を受けている**。（裏面６参照）**
* ０～２歳児クラスで、幼児教育・保育無償化の対象ではない。

※　0～2 歳児クラスで市町村民税非課税世帯の場合は、幼児教育・保育の無償化の対象となり、施設等利用給付認定を受けることで、保育料に対し月額上限 42,000 円の補助を受けることができます。

※　課税世帯であるかは令和7年４月～８月は令和6年度市町村民税、令和7年９月～令和8年３月は令和7年度市町村税で判定します。

※　クラス年齢は4月1日時点の年齢です。

# ３ 補助金額

補助金の額は、以下の補助上限額表内の利用者支援・多子世帯支援の合算額と保護者が対象施設に支払った月額保育料※を比べ、低い額が補助額（10 円未満切り捨て）となります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象児童 | ①　利用者支援 | ➁　多子世帯支援 | 1か月の補助上限額  （➀と➁の合算額） |
| 第一子 | 月額上限　**7,000**円 | 非該当 | **7,000**円 |
| 第二子以降 | 月額上限　**7,000**円 | 月額上限　**27,000**円 | **34,000**円 |

※延長保育料を含む。入園料、給食費、通園バス代、おむつ代、シーツ・布団代等は除く。

# ４ 補助金交付までの流れ

保育料を保護者の皆様から各施設へのお支払い後、補助金の請求をしていただき、清瀬市から助成を受けることになります。

**【提出物】** ➀　清瀬市認可外保育施設等利用支援事業助成金交付申請書兼施設等利用費請求書（償還払い用）

**【提出物】** ➁　特定子ども・子育て支援の提供に関わる領収書兼提供証明書

※　➁の提供証明書については利用された施設が作成した証明書に限ります。

※　在園中に家族の状況等に変更があった場合、その内容に応じて速やかに申請をする必要があります。

※　子ども子育て支援法第73条により請求する権利は、認可外保育施設等の利用月の翌月1日から2年を経過すると、時効により消滅するため、過去の利用分を申請する場合は提出期限にとらわれずお早めに請求手続きを行ってください。

５ 申請書提出期限及び補助金交付スケジュール

交付は年４回おこなっています。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **施設の利用月** | **市への申請書提出期限** | **交付予定日** |
| 第１回 | ４・５・６月 | 7月10日 | ８月末頃 |
| 第２回 | ７・８・９月 | 10月10日 | 11月末頃 |
| 第３回 | 10・11・12月 | 1月10日 | ２月末頃 |
| 第４回 | １・２・３月 | 4月10日 | ５月末頃 |

※書類提出期限が土日祝の場合は、前営業日とします

※提出期限までに請求書類の提出が間に合わなかった場合や書類等に不備があった場合は、次回以降の交付となります。

# ６ 子どものための教育・保育給付認定

　　対象となる方は、施設の**利用開始前**に給付認定の申請をしていただく必要があります。

【**提出物**】：　**①　子どものための教育・保育給付認定申請書（黄色の紙）**

【**提出物**】：　**②「保育を必要とする事由」を証明する書類（父・母分　計2枚）**

**【提出期限】：　利用開始日の前月の20日まで　・給付認定前のご利用分は対象外となります。**

* 清瀬市から保育の必要性の認定を受けるためには、保護者のいずれもが下表のいずれかに該当することが必要です。
* 過去に認可保育施設等の入園申込み（利用申請）を行い、入園が待機となっていること、且つ利用開始月が入園申込の有効期限内(申請月より6か月間)の場合は、有効な「子どものための教育・保育給付認定」を取得しているものとみなします。
* 継続利用の方は、年に一度「保育を必要とする事由」を証明する書類の提出が必要です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **項目** | **保育を必要とする事由** |
| １ | **就労** | 保護者が**月１２日以上かつ月４８時間以上**働いている場合  （ただし１日４時間を下回る場合は３か月以内に１日４時間以上の就労をすることが必要） |
| ２ | **出産** | 保護者が出産する場合（出産予定月及びその前後各２か月の**最長５か月以内**） |
| ３ | **疾病・障害** | 保護者が疾病、負傷、心身の障害などにより児童の保育ができない場合 |
| ４ | **介護・看護** | 保護者が常時かつ長期に看護、介護にあたっている場合 |
| ５ | **災害復旧** | 保護者が火災等による家屋の損傷、その他災害復旧にあたっている場合 |
| ６ | **求職** | 保護者が求職中の場合（**３か月以内に就労することが必要**） |
| ７ | **就学** | 保護者が週３日以上かつ昼間４時間以上の就学の場合 |
| ８ | **育休特例利用/**  **みなし育休特例利用** | 育休期間中の特例（※育児休業取得前にすでに認可外保育施設等を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合、**育児休業の対象の子が１歳になる日の属する年度の年度末（３月末日）まで**）。育児休業の対象となった子（生まれたお子さん）については、この特例に該当せず、補助金の対象とはなりません。※詳細は子育て支援課までお問い合わせください。 |
| 10 | **その他** | その他、上記に類する状態として市長が認める場合 |

* 清瀬市外の認可外保育施設等を利用している方についても、清瀬市への申請が必要です。

※　育休特例利用については、既に就労で認定を受けており、育児休業を取られる方が対象となります。初めて新3号認定を受ける方につきましては、認定を受けることはできません。

※　「就労」で認定されている方で利用月までに就労されていない場合は、利用月の末日までに復職し、補助金の申請時に復職証明書をご提出ください。

# ７ 注意事項

この補助金は、東京都の補助事業を活用しており、年度ごとに内容が変更となる場合があります。

# ８ 問合せ先

〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目842番地

清瀬市トップページ

⇒「子育て」⇒「保育所・幼稚園・認定こども園」

⇒「認可外保育施設等」

⇒「子育て・教育関係の申請書」

⇒「保育・幼稚園に関する申請書

清瀬市しあわせ未来センター1階

清瀬市福祉子ども部子育て支援課 保育・幼稚園係

電話　042-497-2086（直通）　　　　　　　　　　　　　　　　<https://www.city.kiyose.lg.jp/kosodatekyouiku/hoikusyoyouchien/1011301/index.html>